

3-7 評価をする

評価の種類にはアウトカム評価、アウトプット評価、プロセス評価、ストラクチャー評価の種類がある。

アウトカム評価は単年度の評価、2-3年に1度行う中期的な評価などがある。

アウトプット評価項目は事業ごとに異なるため、年度ごとあるいは上半期・下半期、四半期といったスパンで実施することになる。プロセス評価は事業が順調に実施できているかを評価するものであるため、年度ごとあるいは上半期・下半期、四半期といったスパンで実施する。つまり、実際の評価活動では、アウトプット評価をする際にはプロセスの話題が出てくるはずである。評価活動においては、事業が予定通り実施できなかったのはなぜかという話になり、これらはセットで行うことになる。事業主の健康づくりの意識向上を目的とした「健康経営に関する講演会」を200人の参加を想定して開催した具体例で考えてみたい。協議会の関係機関が協力して、当初の予定部数のチラシを配布して予定以上の参加者を得た（アウトプット評価項目が達成できた）場合、講演会の事務局が予定通りの時期にチラシを作成し、関係機関を訪問し、講演会の目的を説明し、関係者が持っている広報のツールを活用するといったプロセスがスムーズに実施できていることがその背景にあるといえる。

また、アウトプット評価項目が達成されない理由には、担当者がスムーズに動けない、計画が綿密ではない（プロセス）の他に、計画通り行うための人員が不足している、PRを行うための資金が不足している（ストラクチャー）といった理由があり、その結果として目標値が達成できないということがある。

次に、アウトプット評価とアウトカム評価の関係性について考えてみたい。

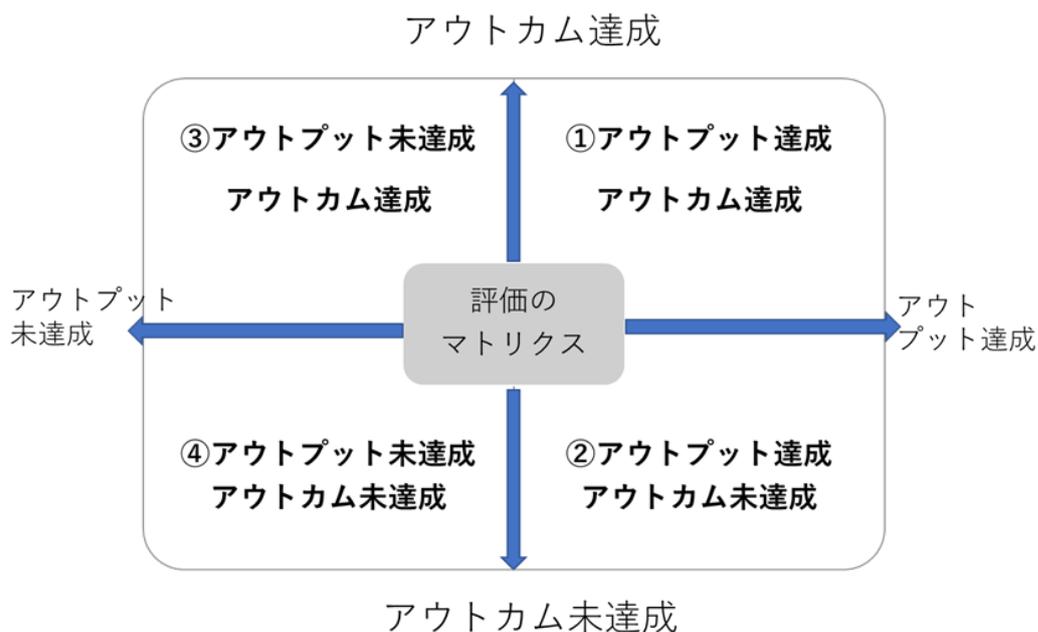


図1.アウトプット評価とアウトカム評価の関係性

アウトカム達成

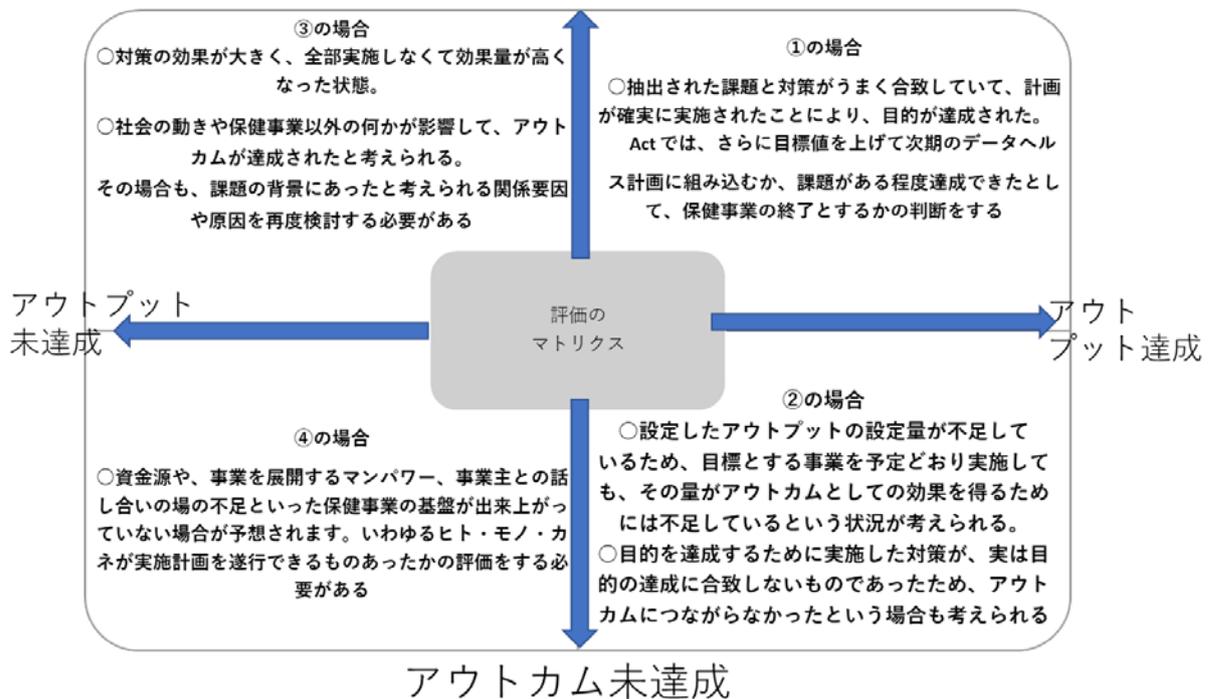


図2.評価の改善点

アウトプット評価とアウトカム評価の関係性をマトリクスに表した（図1）。アウトプット評価が達成されたにもかかわらず（計画通りに物事は進んだのに）、期待される成果がつかない場合（アウトカム評価項目が未達成）もある。その際には、目標を達成するための事業量が効果につながるまで十分だったのか、あるいは対策のポイントがずれていなかったのかなどを検討する必要がある。

これらの評価は改善点を明らかにし、次期の計画に反映される（図2）。協議会などの事務局の作業としては、ワーキングメンバーや委員にデータや評価項目の達成状況をわかりやすく提示し、議論が活性化できるような話し合いの工夫を行うことである。評価の論点を明確にし、どのレベルの意見が欲しいのかを事務局で設定しておく必要がある。その上で、ブレイン・ストーミングやKJ法なども活用するなど意見が出やすい方法や話しやすい場の設定に配慮するとよい。

3-8 小規模事業場にアプローチするための工夫

1. 小規模事業場で働く人々の健康をめぐる状況

わが国の労働衛生行政では従業員が 50 人未満の事業場では、産業医の選任義務、衛生管理者の選任義務、衛生委員会の設置義務がなく、産業保健専門職によるサービスが受けられないこと、労働安全衛生法に基づく定期健康診断の報告義務がないことなど労働衛生管理、一般健康管理ともに 50 人以上の事業場と比べて不利な状況にある。一方、わが国では 50 人未満の事業場が全事業場の約 95%を占め、そこで働く労働者は全労働者の 6 割を占めていることから、働く世代の健康を 50 人未満の小規模事業場で働く人々抜きに考えることはできない。

2. 小規模事業場に関連する組織

1) 地域産業保健センター

労働者健康安全機構が各都道府県に設置している産業保健総合支援センターの地域窓口として主に 50 人未満の事業場で働く労働者に対して健康診断結果に伴う医師の意見聴取、長時間労働者に対する医師の面接など労働安全衛生法に規定された産業保健活動を地元医師会などに委託する形で進める。また、登録医師、登録保健師が事業場を訪問し、これらに加えて職場巡視を行うこともある。各センターにはコーディネータが事業場と専門職の間に入り、スケジュール調整や適切な相談先を紹介するなどの活動を行っている。

2) 協会けんぽ

代表的な被用者医療保険者で約 2243 万人の被保険者と約 1564 万人の被扶養者、約 199 万事業場（全国健康保険協会 産業健康保険事業年鑑 2016 年統計 H28 年度末）をカバーする医療保険者である。事業場の多くは中小規模の事業場であり、働く世代の医療と健康に関わる機関として地域・職域連携推進事業でも重要な役割を果たしている。特定健康診査、特定保健指導の実施責任者として健康データの管理と事後措置としての保健指導を担当する。但し、事業場で働く労働者の特定健康診査は労働安全衛生法に基づいて定期健康診断の実施義務を負う事業者が労働安全衛生法に規定される健診項目を協会けんぽに委託して行っている。組合員の健康課題を明らかにし、これを克服する活動が主な活動であり、特に中小規模の事業場で働く世代の健康の維持増進を主要な課題とする組織である。

3) 商工会・商工会議所・業者組合

地域の小規模事業場を構成員とする組織で、小規模事業場の経営支援が主要な活動であるが、近年減少傾向にあり、その労働環境と健康状態の把握が難しい自営業者もカバーしていることが多く、地域・職域連携推進協議会で当該組織の代表が積極的な役割を果たすことができれば構成事業場で働く人々の健康課題克服及び維持・増進の意義が大きいと考えられる。

3. 小規模事業場へのアプローチの好事例

1) 関係する機関で恒常的な組織を作り、中長期的な目標と計画を決めて活動する

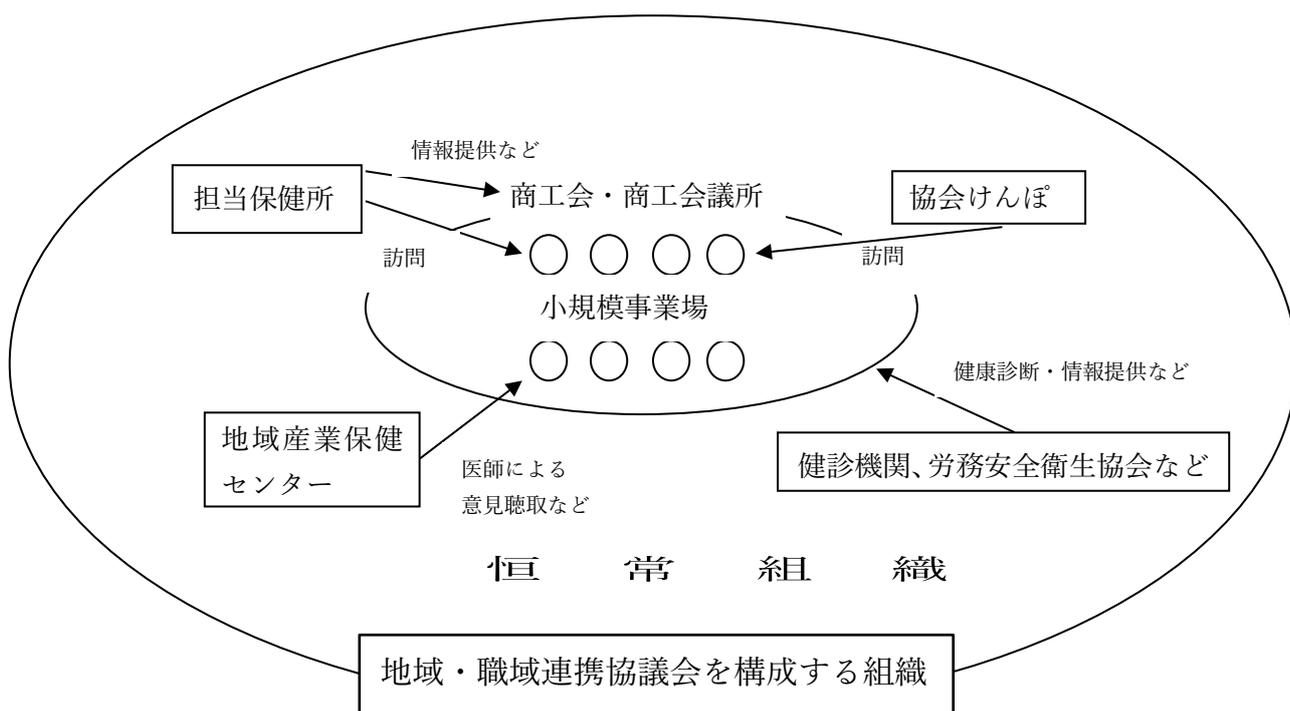
地域・職域連携推進事業は単年度で目標を決め、年度ごとに成果物をまとめる活動が求められることが多い。このため、事務局担当者が人事異動などで交代するとそれまでの活動で得られた経験や成果を十分に活かさないこともある。この点を克服するため、地域・職域連携推進事業に加わっている機関を中心に連絡会、生活習慣病対策会議、健康経営支援研究会などの組織を作り、中長期的な目標と計画を決め恒常的な活動で成果を上げている事例がみられる。いずれも事務局となる保健所に依存的でなく各組織が主体的に活動してきた実績を有する特徴を持つ。

2) 小規模事業場への訪問活動

小規模事業場は膨大な数に上る。保健師等の小規模事業所への訪問はその活動で成果を上げる意味合いもあるが、訪問した保健師等が小規模事業場の現場を見ることによって地域・職域の健康課題を学ぶことに意義がある。好事例では保健所所属の保健師だけでなく、協会けんぽ、市町村所属の保健師も加わり、地域・職域の健康課題を共有することが的確な活動につながるとともに訪問した保健師等にとっては活動の原動力になる。

3) 商工会、商工会議所へのアプローチ

小規模事業場を組織する団体としての意義が大きく、担当者が働きかける対象としては多くの小規模事業場をカバーできる点で効率的な活動となる。商工会、商工会議所が行う会議の冒頭などの短い時間を使って健康支援活動などの情報提供を行う活動は回数を重ねるにつれて効果が表れると考えられる。また、商工会・商工会議所の事務局担当者は市町村職員 OB である場合も少なくないため、自治体の事情にも精通している点で、保健所との間の協力が円滑に進む事例も見られる。



小規模事業場へのアプローチのイメージ

3-9 健康経営の考え方の活用

健康経営の概念を活用する

I. 健康経営とは

健康経営は「経営者が従業員とコミュニケーションを密に図り、従業員の健康に配慮した企業を戦略的に創造することによって、組織の健康と健全な経営を維持していくこと」（特定非営利活動法人健康経営研究会）とされている。

II. 健康経営の必要性

現代日本では少子高齢化が進んだことによる社会の変化により下記の課題があり、その対策として健康経営が必要とされる。

1. 従業員の平均年齢上昇

従業員の平均年齢の上昇によるがんを含む生活習慣病等に罹患するリスクが増加しており、またメンタルヘルス不調者も増加又は高止まりしている。事業場においては、これらの疾患に罹患した場合、長期間の治療や経過観察が必要となり、企業の損失は莫大な数値になると推察される。これらは労働者個人の努力だけでは解決できないものであり、企業と労働者が一体となって取り組むことが重要である。

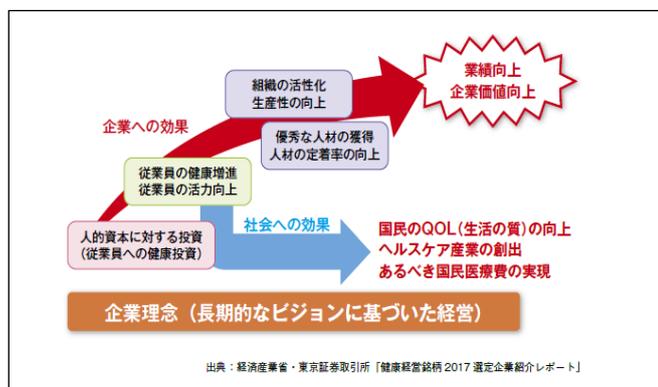
2. 生産年齢人口減少による人材不足

2014年から2020年までに労働力人口は280万人減少し、さらに2025年までに460万人減少する可能性がある（日本商工会議所）。健康的に働きやすい職場であれば、就職希望者が増え、またすぐに辞めることなく長期間働き続けることが期待できる。

III. 健康経営のメリット

健康経営を実施することにより、下記のメリットがあるとされている（図1）。

1. 生産性向上：モチベーションの向上、欠勤率の低下、業務効率の向上
2. 負担軽減：疾病予防により疾病手当の支払い減少、長期的には健康保険料負担の抑制
3. イメージアップ：企業ブランド価値の向上、対内的・対外的イメージの向上
4. リスクマネジメント：事故・不祥事の予防



IV. 健康経営銘柄の選定（経済産業省・東京証券取引所）、健康経営優良法人認定制度（図2）

図1 健康経営のメリット

(日本健康会議) による健康経営推進事業

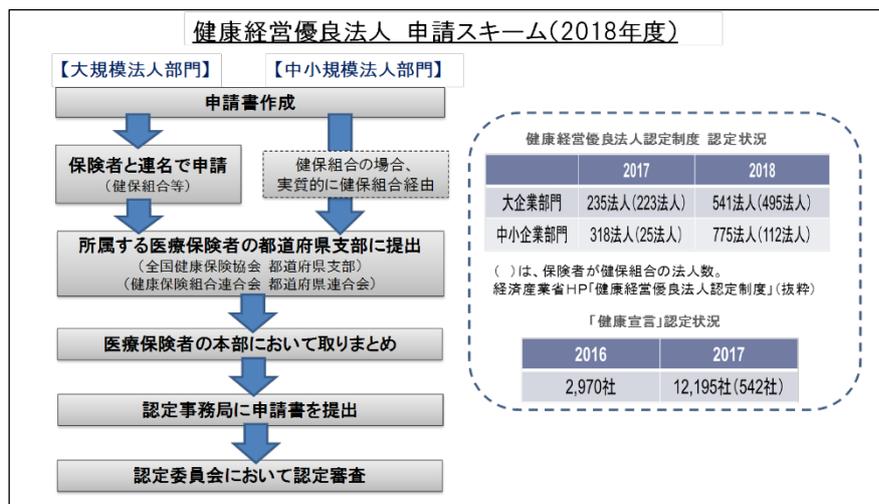


図2 健康経営優良法人申請スキーム等

V.健康経営の進め方

1. 健康経営の理念・方針と組織づくり：1) 理念・方針を決め、2) 従業員の健康保持増進する専門職を置く、経営トップが関与することなどが重要。
2. 健康経営を実践する：1) 健康状態を把握し課題を抽出(健診結果など)、2) 計画を立てる(健診受診率向上)など、3) 社員に働きかける、4) 健康保険組合等と連携する*
3. 取り組みを評価する：1) プロセス・マネジメント評価(各種健診の実施状況、労働時間の適切な管理状況、企業ブランドの向上につながる事項等)、2) アウトプット評価(健診受診率、健康診断後の受療率、企業ブランドの向上につながる事項等)、3) アウトカム評価(医療費、メタボ改善率、企業ブランドの向上につながる事項等)

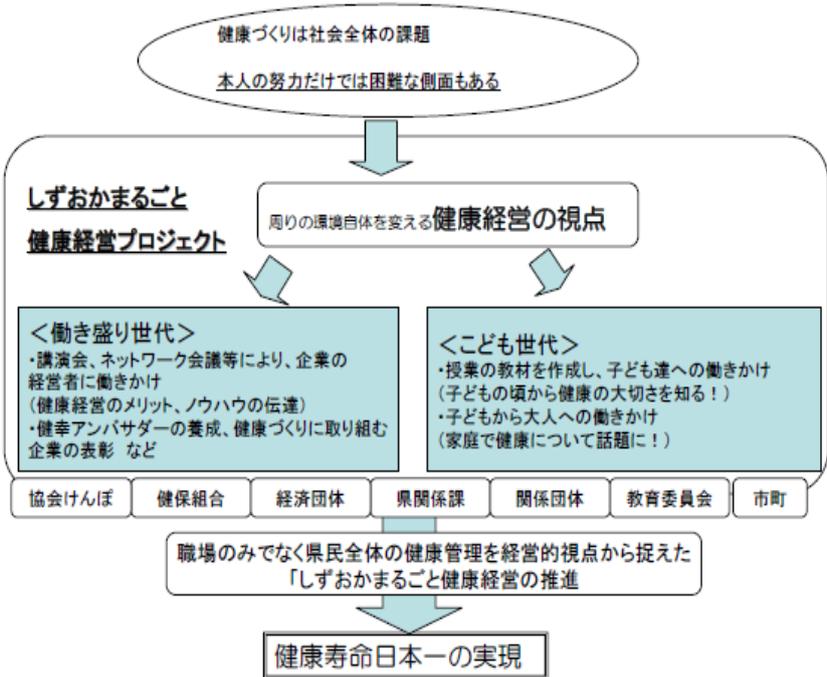
*事業所と健康保険組合の連携(コラボヘルス)の例

- 健康保険組合のデータヘルス計画策定に事業所の専門職等が参画する。
- 健康保険組合が実施する特定保健指導について、就業時間中の受診を認める。
- 個人情報保護法等を遵守の上、健診結果を共有し、重症化予防等を協同実施する。

健康経営の考え方を地域・職域連携における健康経営を活用した具体例

1. 県が主体の実施例（静岡県）

しずおか”まるごと”健康経営プロジェクト：健康上の理由で仕事や家事に影響有り世代は「働き盛り」と「子ども」であり、企業・地域・家庭での健康づくりを推進



まるごと健康経営プロジェクト

2. 健康経営の考え方を前面に出した事業所紹介（相模原市の例）

～中小企業の健康経営～わが社の健康経営・健康応援かべ新聞
 地域・職域連携推進協議会のメンバーの訪問を受け入れてくれる事業所を訪問し、会社と従業員にアンケートを実施させていただく。その情報を基に作業部会がその会社の健康応援壁新聞を作成し渡す。さらに市のホームページに掲載し、広くアピールする。

(株)今井水道

所在地	相模原市中央区中央6-10-26
従業員	16名(男性12名・女性4名)
設立	1966年4月1日
事業内容	管工事業(給排水衛生設備工事)
URL	042-752-5235

社訓
 一、客に親しみ
 客を夢を
 客を尊とび
 客が喜ぶこ
 吾が社の社長
 お得意様こそ
 一、八分の釘にも
 寸の柱にも
 釘と柱で
 家が築ける
 ことなし



社長の元気の秘訣
 ①22年間禁煙!
 ②スポーツクラブで体改善。楽しく継続中。
 ③かかりつけ医がいる。

今井水道さんの健康応援かべ新聞はこちら

ここが素敵! この企業の健康経営

- ・健康診断受診率100%! (業務上必須)
- ・自動血圧計が事務所にあり、いつでも測定ができる環境です。体調不良時には社長が受診を促します。
- ・車で出かける従業員は、毎朝アルコールチェッカーを実施し記録を保管。飲みすぎ防止の意識づけにしています。また、今回、従業員全員が適正飲酒のリーフレットを熟読しました。
- ・熱中症予防のため、事務所の冷蔵庫にはお茶、スポーツドリンク等を用意。
- ・社内禁煙。外の喫煙場所を決め、受動喫煙防止を図っています。
- ・安全で質の高い作業を行うため、従業員全員が、1日6時間以上睡眠をとることを心がけています。

インタビューアールからの一言

人手不足や納期対応など忙しい中、さりげない気配りや代休の声かけ等々、従業員の健康を大切に考えている職場でした。健康応援かべ新聞にあるように、朝食はしっかり食べて、お酒の飲みすぎには注意しましょう。

13 息が少しはずむ程度の運動頻度

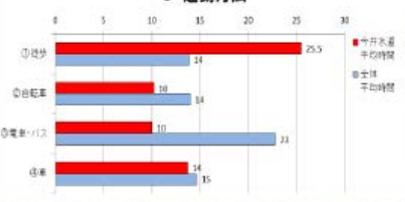


14 運動で実施していること



早足で歩くことで消費カロリーが約30%アップしますよ〜お試しあれ!

5 通勤方法



従業員の皆さんの運動頻度は中小企業全体よりも多くなっています。徒歩での通勤も活動量アップにつながっています。すばらしい!

今井水道さんの健康応援かべ新聞

26 現在の健康状態(最近1ヶ月)



タバコを吸うか



従業員の皆さんは、健康状態が良い傾向です!

今井社長は禁煙を奨励。自らも禁煙し、受動喫煙対策もされています!

25 健康診断の実施について



健康診断、毎年1回、引き続き実施し、しっかり結果も確認してくださいね。

第4部 地域・職域連携事業の具体例

4-1 活動内容や進め方に関するキーワード

(聞き取り調査から)

このハンドブックの第4部に各地域のインタビュー調査において、特徴的な活動や進め方の上で重要と思われるキーワードを下表に書き出した。興味がある地域の活動を見ていただく際の参考にしていきたい。

	活動に関するキーワード	当該地域		進め方に関するキーワード	当該地域
1	健康寿命日本一宣言、 健康寿命	大分県 大分県東部保健所 静岡県 新潟市	1	作業部会の主体性	静岡県 一宮保健所 鎌倉保健福祉事務所 相模原市
2	健康経営優良事業所認定、健康経営 プロジェクト	大分県 大分県東部保健所 静岡県 相模原市 新潟市	2	既存事業の活用	草津保健所
3	がん予防促進事業、 がん検診の同時実施	君津健康福祉センター 一宮保健所 八尾保健所 新潟市 草津保健所	3	協会けんぽとの連携、 協会けんぽ「一社一健康宣言」との連携、 協会けんぽからのデータ供与	相模原市 新潟市 世田谷区 大分県
4	特定健診受診率の向上	一宮保健所	4	保健所の事業所認定支援	大分県
5	喫煙対策	君津健康福祉センター 草津保健所	5	地域・家族・事業所を絡めた支援	静岡県
6	食生活の改善	草津保健所	6	県健康福祉部主導型	静岡県
7	健康課題の明確化、 事業所調査、 現状把握調査	鎌倉保健福祉事務所 八尾保健所 静岡県 草津保健所	7	共通の課題と目標設定、	草津保健所 一宮保健所
8	商業施設との協業	一宮保健所	8	数値目標の明確化	一宮保健所 鎌倉保健福祉事務所
9	事業所向けセミナーの開催	世田谷区	9	評価視点を入れた関係機関の事業進捗状況の共有	一宮保健所
10	協議会独自の計画策定・指標設定	相模原市	10	関係者の健康課題に関連する困りごとの把握	八尾保健所
11	事業所訪問	相模原市 大分県東部保健所	11	保険者協議会によるデータマップ化	草津保健所
12	リーフレット作成	相模原市	12	キーパーソンが協議会活動に継続的に関わる	君津保健所
13	地域と職域の相互理解、 実効性を伴う意思決定ができる検討会	君津健康福祉センター 八尾保健所	13	取り組み事業の絞り込み	相模原市
			14	商工会議所・商工会との連携	鎌倉保健福祉事務所
			15	市町保健師	鎌倉保健福祉事務所
			16	労働基準監督署	鎌倉保健所 上十三保健所
			17	労働基準協会、 労務安全衛生協会	鎌倉保健所 君津健康福祉センター
			18	ハローワーク	上十三保健所
			19	健康増進計画への記載、 各種計画への記載	世田谷区 新潟市
			20	企業や関係団体との連携	新潟市 相模原市
			21	保健医療推進協議会	上十三保健所

4-2 大分県

活動に関するキーワード	「健康寿命日本一」宣言、健康経営優秀事業所認定
進め方に関するキーワード	協会けんぽ「一社一健康宣言」との連携、保健所の事業所認定支援

ワンポイント 大分県

大分県は「アジアの玄関口」である九州の北東部に位置し、北側は周防灘に、東側は伊予灘、豊後水道に面している。大分県は 18 市町村（14 市 3 町 1 村）から構成され、総人口は約 115.0 万人（H30.2.1 現在）で、昭和 60 年を境として、過疎化の進行等により減少傾向が続いている。高齢化割合は 30.9%である。総面積は約 6,341k m²で、温暖な気候に恵まれ、海や山などの豊かな自然、宇佐神宮などの貴重な歴史的文化遺産など多くの地域資源がある。県内全域に広がる温泉は、日本一の湧出量と温泉数を誇る

また、鉄鋼、石油化学、自動車、半導体など、様々な業種の企業がバランスよく立地している。
(参照：大分県ホームページ)

地域職域連携推進事業の組織的位置づけと構造	
位置づけ	1. 平成 27 年 大分県は「健康寿命日本一」を県全体の政策課題とする。 2. 平成 26 年 健康経営事業所認定事業を開始、地域職域連携事業はこの県の総合的政策目標の推進事業として位置づけられている。
これまでの経緯	平成 25 年：協会けんぽ大分支部が、保険者として、高騰する医療費対策のパイロット事業として「一社一健康宣言」事業を実施し、健康経営に関心の高い事業所を募集。応募する事業所が増加するもサポートするマンパワーが不足。 一方、県においては、健康寿命、生活習慣病受療率、要介護認定率、健康上の理由で仕事・家事に支障あるものの割合、等から壮年期の健康課題「50 歳の壁」を課題として認識していた。
主な参加者・機関と役割	健康寿命日本一達成のための基盤組織として「健康寿命日本一おおい創造会議」を創設。構成団体は、商工会議所、農業協同組合、等経済団体、医師会、歯科医師会等医療関係団体、全国健康保険協会等保険者組織、母子愛育会等健康づくり関係団体、新聞社、放送局等報道機関及び関係行政機関

活動 1：「健康経営事業所」認定事業

ユニークな点：健康経営事業所を独自の基準で認定

優秀な健康経営事業所に表彰、融資等での優遇等のインセンティブを設定

進め方のポイント：協会けんぽの「一社一健康宣言事業」と連携する協定書を締結

保健所保健師が健康経営事業所を目指す事業所を訪問し、具体的に支援

協力機関：協会けんぽ大分支部及び商工会議所、大分県信用組合等、経済団体

内容：平成 26 年：大分県と協会けんぽが「健康づくり推進に向けた連携協定書」を締結。

・県が「健康経営事業所」認定事業を開始し、事業の基盤組織として「健康寿命日本一おおい創造会議」を創設。

・県及び保健所が認定を目指す事業所の健康づくりのサポート開始

平成 27 年：優秀な事業所への知事表彰制度を開始、商工会議所の広報誌に優秀健康経営事業所の取り組みを紹介し、具体的取り組みを紹介するとともに、認定事業所を顕彰しブランドイメージの向上を支援。

平成 27 年：健康寿命日本一おおいた県民運動推進条例を施行。また、認定事業所を対象に、働き方改革等推進特別融資制度を開始。経営への具体的メリットも提示。

平成 29 年度末 1200 事業所が登録、309 事業所を認定。

主な参加者・機関：三師会等保健医療関係団体に加え、商工会議所等経済団体や協会けんぽ、健保連等の職域保健関連団体も参画している。

PDCA の観点から：

健康経営事業所実践支援検討会議を設置し、事業の評価、共有を図る。

健康経営事業所実践支援会議（年 3 回）において、事業報告に基づいて、関係団体、関係機関との間で、

- ①業種拡大の取り組み
- ②健康データ見える化促進
- ③経済団体との連携強化

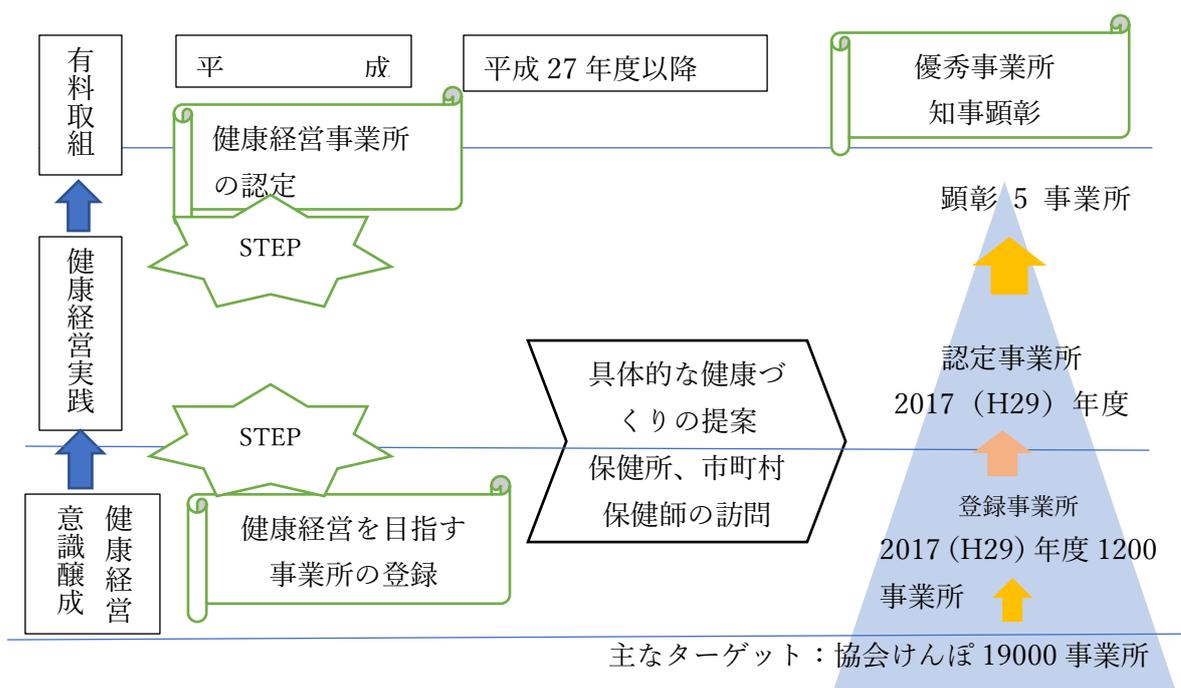
について検討している。

また、県総合計画に位置付けられた一事業として、事業の進行管理が行われている

「健康経営事業所」認定のための 5 つの要件

- ① 検診受診勧奨（受診率 100%）
- ② 事業主主導の健康づくり
（社内での「健康づくり宣言」など）
- ③ 受動喫煙対策
（建物内禁煙または敷地内禁煙）
- ④ 職員に健康情報を提供
（最低月 1 回の情報提供）
- ⑤ 職場ぐるみの健康づくり
（社内外の健康イベントへの参加等）

健康経営事業所拡大のための取り組み



4-3 静岡県

活動に関するキーワード	健康経営プロジェクト、事業所調査、健康寿命
進め方に関するキーワード	地域・家族・事業所を絡めた支援、県健康福祉部主導型

ワンポイント 静岡県

人口約 376 万人、日本のほぼ中央に位置し、第二次産業が活発であり、農業や漁業、観光等のサービス業も盛んである。民営事業所数は 181,777 所、従業者数は約 173 万人（2014 年）。事業所数の 24.5%が卸売・小売業、12.7%が宿泊業・飲食サービス業、11.4%が製造業。就業者数 10 人未満の事業所数の割合は約 78.3%、50 人未満は約 96.7%を占める（2014 年）。生産年齢人口の割合は 59.2%、65 歳以上の高齢人口割合は 27.8%（2015 年）と全国（61.3%）より生産年齢人口が低い。健康寿命算出項目の「健康上の理由で仕事や家事に影響がある割合」が子ども世代と働き盛り世代に高いことから県が健康経営を推進することになった。

地域職域連携推進事業の組織的位置づけと構造

位置づけ	1.第 3 次ふじのくに健康増進計画の中の事業内容の 1 つとして、2 次医療圏保健所に「生活習慣病対策連絡会（地域・職域連携推進連絡会）」を設置して位置づけ。 2.平成 18 年にモデル地区を設定して試行し、平成 20 年から健康日本 21 計画や県健康増進計画に沿って事業を開始。
これまでの経緯	1.地域・職域連携推進協議会という名称では、参加メンバーに馴染みがなく、事業推進についてハードルが高いと言うことで「生活習慣病対策連絡会（地域・職域連携推進連絡会）」とした。 2.事業内容は県全体（県庁）と 7 箇所の健康福祉センター（保健所）で独自に計画・実施・報告をしており、連携推進連絡会が年 1～2 回、ワーキンググループは年 1～4 回開催している。
主な参加者・機関と役割	地域保健及び職域保健に関わる行政機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関、健診機関、事業者、学識経験者、保健委員、住民の代表、地域によっては教育委員会。事務局は静岡県内 7 箇所の健康福祉センターで実施計画・予算案、実施報告を行っている。健康経営については担当理事が推進する県主導型である。

活動 1：平成 29 年に「しずおか”まるごと”健康経営プロジェクト」をキックオフ

ユニークな点：健康経営の考え方にに基づき、企業のみではなく、地域や家庭など県全体を対象に、主に働き盛り世代の生活習慣予防対策と子どもの頃からの健康づくりをすすめている。

進め方のポイント：健康福祉部理事（保健師職）が中心となり、計画・運営を推進。静岡県では平成 29 年度「健康福祉部理事（健康経営推進担当）」という新たなポストができ、業務としては、健康寿命の延伸（健康づくり）に関することで、主に「しずおかまるごと健康経営プロジェクト事業」を実施する。

内容：

- 平成 29 年 7 月、知事による「しずおか”まるごと”健康経営プロジェクト」を宣言。
- プロジェクトの事業内容の明確化：事業内容は①ふじのくに健康づくり推進事業所宣言：宣言の

普及を図るため健康福祉センターと連携しアドバイザーの派遣を行う、②ネットワーク会議の開催：事業所の健康経営への取り組み状況により、「行動期」「関心期」「無関心期」に分け、取組推進勸奨の研修会開催、③健康づくり活動に関する知事褒章：表彰制度や取り組み事例紹介のパンフレットの作成」、④生活習慣病予防のための出前授業、⑤健幸アンバサダー（伝道師）の養成：健康に関する総合的かつ正確な情報を伝える人材の育成、の5本柱で推進する計画を立てている。

3.小規模事業所を対象とした調査を実施

平成29年度に『静岡県の健康づくりに関する事業所意識調査』を行い、事業所における健康経営に関する考え方や健康づくりの取り組み状況を把握した。次年度以降の事業の基礎データとして活用し、より効果的な事業の実施につなげることにした。3026事業所から回答（回収率50.4%）があった。調査結果からは健康経営宣言事業所（健康経営実施希望事業所）が72.7%と多かった。健康課題がたばこ、腰痛、肥満、高血圧の順に多かったなど、既に計画事業に反映可能な情報が把握できている。

PDCAの観点から：事業所の調査結果を活用することで具体的な事業推進が期待できる。また、3年後の評価調査を実施予定としており目標値は設定していないが評価が可能な事業になっている。

活動の進め方の特徴：健康経営と言うキーワード、HPの作成、新聞・マスコミへの発信

ユニークな点：健康経営と言うキーワードが現代的に事業所に受け入れられやすい。

また、事業所のみを対象としておらず地域・家族を含め、主に働き盛りの生活習慣病予防対策と子供の頃からの健康づくりをすすめ、無関心層への働きかけを強化する取り組みとしていることから多くの参加者・機関が取り組みやすい点である。

進め方のポイント：健康経営プロジェクトの担当保健師を県の健康福祉部理事と位置づけることで、事業所の経営層へ働きかけやすくした。保健師という専門職としての活動経験から医療保険者、保健師、栄養士など多職種からの情報も入手しやすい。また、県庁内に所属があることから、商工振興課やスポーツ振興課など事業推進について情報を迅速に共有化しやすい。

内容の工夫：

- 1.健康経営の認定証を一度認定したら修了ではなく、ホワイト、ブロンズ、シルバー、ゴールド等とランク付けをして常に上位を目指すようにすることで継続した健康づくり活動が期待できる。
- 2.表彰はできるだけ、ステータスのある会議等で行い（例えば日本健康会議（地方版）など）、ホームページ等で発信することにより、普及効果が大きい。事業所は表彰されることで、企業ブランド価値の向上や対内的対外的イメージが向上し、経済的活動まで良い影響を与えることが期待される。他の無関心期事業所への健康経営に取り組む意欲を持ってもらう効果がある。
- 3.新聞等、マスコミ関係へも効果的に発信することにより、情報を拡大普及しやすくしている。

PDCAの観点から：健康経営宣言事業所は平成29年7月以降H30年12月末時点で、1,741事業所になった。また、健幸アンバサダーは2,442人、アンバサダーマスター（専門職）は83人養成されており、活動の成果が数値で表れている。本推進事業に関連して特定健康診査データが全保険者から入手できた。その分析から健康課題を明確化したり、保険者の相談にも適切に対応したりすることで、健康経営プロジェクトの推進がさらに前進し、地域・職域における健康課題の解決につながる推察される。



4-4 世田谷区

活動に関するキーワード	事業所向けセミナーの開催、協会けんぽからのデータ供与、調査
進め方に関するキーワード	取り組み事業の絞り込み、健康増進計画への記載

ワンポイント 世田谷区

東京都 23 区の西南端に位置し、人口は約 90 万人（2018 年）で、1996 年以降徐々に増えている。男女ともに 40～44 歳が最も多い。1971 年に健康都市宣言をしている。世田谷区の基本構想として 9 つのビジョンを挙げており、その中に「健康で安心して暮らしていける基盤を確かなものにする」「地域を支える産業を育み、職住近接が可能なまちにする」がある。

世田谷区の事業所数は 28,994 か所（2014 年）、従業者数は 228,580 人であった。産業分類では卸売業・小売業が 25%、宿泊業、飲食サービス業が 14%、医療・福祉が 11%を占めている。事業所規模別でみると、従業員が 9 人未満の事業所が 82.3%、10 人～30 人が 12.5%と小規模事業所が多い（世田谷区統計書 2017）

地域職域連携推進事業の組織的位置づけと構造

位置づけ	健康せたがやプラン（第二次）後期 平成 29 年度～33 年度の重点施策である生活習慣病対策の推進に位置づけている。世田谷区地域・職域連携推進連絡会は厚生労働省の地域・職域連携推進事業費を受けている。
これまでの経緯	2012 年：庁内の生活習慣病対策検討会に協会けんぽがオブザーバーとして参加した。それにより連携事業をしようという機運が高まり、事業主向けの健康管理セミナーを共催した。3 月に協会けんぽとの連携覚書を行い、定期的に会議を開催している。 2013 年：協会けんぽ側が世田谷区の集計したデータに合わせた地区別集計データを提供してくれたことにより、庁内からもデータを分析し活用するという意識が出てきた。また、地域・職域連携推進連絡会および関連事業費の予算要求を行った。 2014 年：協会けんぽのデータも入れた『データでみるせたがやの健康』を公表し、生活習慣病予防の重要性を、商工会議所、渋谷労働基準監督署などに訴えた。 2015 年：世田谷区地域・職域連携推進連絡会の設置。
主な参加者・機関と役割	東京商工会議所世田谷支部、世田谷区商店街振興組合連合会、世田谷区商店街連合会、世田谷工業振興協会、東京都社会保険労務士会世田谷支部、渋谷労働基準監督署、全国健康保険協会東京支部、東京西部地域産業保健センター（世田谷区医師会、玉川医師会）、世田谷区産業振興公社、公益財団法人世田谷区保健センター、世田谷区（事務局：世田谷保健所健康企画課・健康推進課）、ワーキングの設置あり。

○ 運動習慣

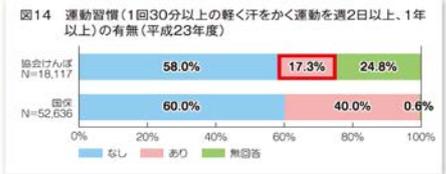
『データでみるせたがやの健康』

協会けんぽと国保の情報を比較して提示した



運動習慣のある人は、協会けんぽでは20%を下回っていました(図14赤枠)。

残業したり、休日も疲れているし、運動がいいのはわかるけれどハードルが高いな。



連携事業の絞り込みと定期健康診断受診率向上対策のベースラインデータづくり

ユニークな点： 地域・職域連携推進事業は幅が広いので、上司からのアドバイスもあり、取り組み事業を①定期健康診断受診率の向上、②関係機関を通じた普及啓発の工夫、③事業所向け健康管理セミナーの実施の3つに絞り込んだ。

ワーキングのメンバーの中から「受診率を向上させようと言ってもベースラインを決めないと、頑張れない」との意見がありベースライン値を得るために、2016年の健康増進計画の後期計画の策定に合わせて調査を実施し、回収率を上げるための工夫をした。

進め方のポイント： 活動の方向性を事務局として明確に設定している。データを活動の動機づけに活用すると共に、評価指標として位置付けている。協力・活用できる関係機関がないか、確認をしている。

主な内容： 当初、ワーキングのメンバーでもある世田谷区産業政策部(現：経済産業部)で実施している産業基礎調査に健康に関する取組みについての設問を1問入れてもらった(回収率20%)。より実態を把握するために対象者を商工会議所の世田谷支部の会員向けに絞り、FAXでのA4、1枚までの質問用紙にて追加調査を実施した。ワーキングメンバーで質問項目を検討して、実施したが106事業所(回収率3%)であり、ベースラインデータとは言えないため、協会けんぽの区内の事業所の定期健康診断受診率である特定健康診査の受診率39.6%(2014年)をベースラインとし、少しでも上げていくことを目標とした。

事業所向けセミナー「健康管理セミナー」で相談会の実施

ユニークな点： がんやメンタルヘルス等の疾患の療養と仕事との両立支援が国を挙げて進められているので、事業所向けセミナーにおいて、社員の両立支援で困っている事業主や実際に病気になっている本人と家族からの相談を社会保険労務士と看護師のペアで受けるという個別相談会(予約)とセットで行っている。

内容の工夫： 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」では、主治医に対して業務内容や就業上の措置などに関する意見を提供するように言っているが、それを受け取る側が理解できていなければならないし、保険・休暇・ためし勤務の実施に関しては制度上の問題など、様々な困難があるため、個別相談会が有効であると考えた。

PDCAの観点から： 2012年から「職場のげんき力アップ事業」という区内の中小企業向けの出前講座を保健事業として提供している。世田谷区地域・職域連携推進連絡会ではそれらの経験も生かして、事業場向けの健康管理セミナーの開催を当初から活動目標の一つに入れていた。経営を健康管理の切り口で考える方策を伝授するセミナーとするために、連絡会ワーキングのメンバーの意見も活用することにより、テーマや広報に活用している。

4-5 新潟市

活動に関するキーワード	がん予防促進事業、特定健康診査とがん検診の同時実施、協会けんぽとの連携
進め方に関するキーワード	各種計画への記載、企業や関係団体との連携

ワンポイント 新潟市

新潟市は新潟県の北西部、日本海に面している。人口は約79万人（2018年）、生産年齢人口割合60.8%（2015年）、40～44歳が最も多く、7.5%を占めている。健幸都市づくり「スマートウェルネスシティ（SWC）」を目指しまちづくりを進めている。「新潟市健康寿命延伸計画〔アクションプラン〕」（2017年3月）を策定した。

新潟市の事業所数は35,510か所、従業員数は364,667人であった。第3次産業が83.2%、第2次産業が16.4%、第1次産業が0.4%であった（2016年経済センサス活動調査）。卸売・小売業が27.3%、宿泊業、飲食サービス業が12.2%、生活関連サービス業・娯楽業が10.1%であった。事業所規模別（出向・派遣職員を除く）で見ると、従業員が1～9人の事業所が75.9%、10人～49人が20.3%であり、50人以上の事業所割合は3.1%であり、中小企業は全体の9割以上を占めている。

地域職域連携推進事業の組織的位置づけと構造

位置づけ	地域・職域連携推進協議会としての位置づけはなく、「健康づくり推進委員会」と「がん予防促進連携事業」として実施している。地域・職域連携推進事業としての厚労省等からの予算措置はなく、市の健康づくり対策事業の予算で対応している。
これまでの経緯	新潟市健康づくり推進基本計画（スマイル新潟ヘルスプラン）に基づいて、「健康づくり推進委員会」を設け、進行状況の継続的な管理を行っている。 がん検診の受診率が低かったことにより「がん予防促進連携事業」を実施し、企業との提携により検診受診率の向上を図った。
主な参加者・機関と役割	「健康づくり推進委員会」の委員は医師会・歯科医師会・薬剤師会、栄養士会、食生活改善推進委員協議会、中学校の代表、市民代表、大学関係者に加えて新潟県産業看護部会が入っている。 「がん予防促進連携事業」の意見交換会については、連携協定を組んでいる13社（2018年）と協会けんぽと新潟市事務局で会議を行っている。

地域・職域連携の核となる協会けんぽ <新潟支部の他団体との連携協定状況>

協会けんぽは新潟県内では7自治体、11関係団体と協定を結び、中小企業向けの様々な活動を行っている。平成25年の見附市・三条市との連携が最初で、新潟県商工会議所連合会などとも「健康経営の普及を目指した相互連携協定」を持っている。

新潟支部では、特定健診と新潟市でもがん検診との同時実施や医療費分析データの提供などについて協定を結んでいる。

がん予防促進連携事業

ユニークな点： 2012年より、新潟市と10社ががん予防促進連携協定を結んで、がんの早期発見・がん検診受診率向上に向けた取り組みを行っている（2018年時点では13社）

進め方のポイント：新潟市健康づくり推進基本計画（スマイル新潟ヘルスプラン）の中に健康管理～健康診断やセルフチェックで自分の健康をチェックしよう～でがん検診受診率向上を位置付けている。

主な内容： 連携協定事業所とは1回/年の会議を行い、お互いの顔が見える関係を築いている。講演会などのイベントでも協力企業が参画し受付など担う、協賛品を提供するなどを行っている。取り組み内容は、次の中から事業所が独自に決める。①従業員に対するがん検診の受診勧奨、②顧客窓口におけるパンフレットの配布やポスター掲示等によるがん検診の受診勧奨、③系列企業や取引企業等に対するがん検診の受診勧奨、④がん検診受診啓発のための市民向けイベントの実施、⑤その他、がん検診の受診啓発やがん予防に関わる積極的な取り組みなどがある。

PDCAの観点から：子宮頸がん検診、肺がん検診、大腸がん検診の受診率は向上（地域保健・健康増進事業報告）さらに2017年度より「健康寿命延伸アワード」（一般部門、コミ部門）を設けて、地域や企業などが実施する健康増進活動のうち、優秀と認める活動を表彰する制度を創設し、企業を含めた地域全体の健康づくりの取り組みを推進する仕掛けへと発展させている。

受診率の推移

（％）

がん検診	2011年	2012年	2013年	2014年
子宮頸がん（20～69歳）	22.3	23.0	25.3	27.0
肺がん（40～69歳）	13.0	13.2	13.4	13.6
大腸がん（40～69歳）	19.7	22.1	22.0	22.3

4-6 相模原市

活動に関するキーワード	協議会独自の計画策定・指標設定、中小企業訪問、リーフレット作成
進め方に関するキーワード	協力機関（地域産業保健センター・業種団体）ワーキングの主体性

ワンポイント 相模原市

人口約 72 万人、神奈川県北部に位置し、東京都八王子市や町田市と隣接した政令市である。都心部、横浜方面への通勤が多くなっている。民営事業所数は 23,526 所、従業者数は約 24 万人である。事業所数の約 22%が卸売・小売業、約 12%が建設業、約 12%が宿泊業・飲食サービス業である。就業者数 10 人未満の事業所は約 78%、50 人未満は約 97%を占め（2014 年）。生産年齢人口の割合は 62.5%、65 歳以上の高齢人口割合は 25.4%（2019 年）と働く世代の多い都市である。勤労者福祉サービスセンター（あじさいメイツ）という中小企業向け福利厚生団体があり、連絡会の構成機関として連携を図っている。

地域・職域連携推進事業の組織的位置づけと構造

位置づけ	1.相模原市保健医療計画の中で職域保健を重点事項として位置づけ 2.平成 20 年に「働く人の健康づくり地域・職域連携推進連絡会」立ち上げ 連絡会（年 2 回）と作業部会（年 3 回）の 2 層構造
これまでの経緯	1. 平成 19 年の保健医療計画の中間評価において、働き盛り層の健康課題が明らかになり、職域保健との連携が重要という認識が生まれた。 2. 平成 14 年に保健医療計画を策定し、その中に職域保健との連携方策の検討が位置付けられた事を契機に、関係機関に出向き情報交換を実施し、地域産業保健センターとの事業の協働実施等を開始した。
主な参加者・機関と役割	市保健所（事務局）市福祉部 市保険高齢部 市経済部 相模原労働基準監督署 相模原地域産業保健センター 神奈川労務安全衛生協会相模原支部 建設業労働災害防止協会神奈川支部相模原分会 勤労者福祉サービスセンター 相模原商工会議所 商工会議所（津久井、城山、藤野、相模湖）相模原法人会 相模原市健診機関連絡協議会 全国健康保険協会神奈川支部 大学等研究機関

活動 1：平成 21 年に「働く人の健康づくり 地域・職域連携推進連絡会 事業計画」の立案

ユニークな点：地域・職域連携推進事業において独自の計画を作成した。

策定に当たっては、地域づくり型で、話し合いや合意形成を積み重ねながら作成した。

進め方のポイント：綿密な内部調整（連絡会設置と事業計画作成の必要性を担当保健師から、上司に十分に説明）と外部調整（調査と計画について平成 21・22 年の 2 か年をかけて連絡会でじっくりと話し合った）

協力機関：市内の商工会議所、商工会、勤労者福祉サービスセンター等

内容：

① 小規模事業所を対象とした調査から計画づくりへ

平成 21 年度に『市内中小事業所における健康づくり基盤整備にかかる第 1 回実態調査』を行い、

市における働く人の『目指す姿』を共有し、第1次事業計画を作成した。平成26年度に再度実態調査を実施し、評価を行い、第2次計画（平成27年度～平成31年度）を作成した。

②「働く人の健康づくり 地域・職域連携推進連絡会 第1次事業計画」の目標と目標値の設定9項目の目標のうち4項目を例として示す。

【事業所】・組織的に健康づくりに取り組む 必要性があると思う事業主を増やす

・ワーク・ライフ・バランスの支援を大切だと思っている事業主を増やす

【従業員】・ワーク・ライフ・バランスという言葉とその意味を知っている人を増やす

・自分や家庭生活のための時間の確保ができている人を増やす

PDCA の観点から：調査結果と協議会・ワーキングメンバーの話し合いによる課題抽出を丁寧に行い、それをもとに「目指す姿」を指標として計画の中に明文化した。5か年計画策定により、中期的視点をもった活動と、その評価が可能となった。「組織的に健康づくりに取り組む必要があると思う事業主」の項目では、改善率が良くないといったことも明らかになっている。

活動2：事業所訪問、リーフレット、壁新聞、優良事業所の表彰

ユニークな点：事業主を対象とした健康づくり懇談会や相模原災害防止団体の経営首脳セミナー等共催事業を実施し、事業主との関係を作った。訪問の受け入れが可能な事業所をワーキングが訪問し、健康経営の取組をリーフレットや動画にして市のホームページで紹介している。地域・職域連携推進連絡会で優秀事業場を選定し、表彰している。

進め方のポイント：ワーキングが訪問事業所などを選定するなど主体性を持って活動できるように工夫している。また、ワーキングメンバーに過度な負担がかからないように段取りを整えることや、メンバーのやったことの成果の見える化を心掛けている。

協力機関：業種団体（建設業労働災害防止協会など）、協会けんぽ、地域産業保健センター等

内容：作業部会で事業所を訪問し、その内容をリーフレットや市のホームページで公開し、優事業所の表彰を行っている。

平成28年度：健康に関して良い取り組みをしている中小企業を訪問し、その内容をリーフレットにまとめ、市内の事業所などに配布した。連絡会構成機関などのつながりなどから訪問する事業所のリストを作成、ワーキングメンバーが訪問企業を選定し訪問、リーフレット案を作成した。身近な活動を広げていくことを目指した。

平成29年度：よい取り組みをしている事業所に限らず事業主との関わりで訪問を希望する事業所に対して実施した。作業部会で5グループを作り、それぞれの事業場を担当した。

①事業所の従業員に対し活動量や食事、睡眠等健康行動に関するアンケートを実施。その結果を基にその企業の健康づくりの特徴やアドバイスを記載した「健康応援かべ新聞」を作成し、事業所へ渡し説明。健康応援かべ新聞やインタビュー結果による健康経営の取り組み状況を市のホームページへ掲載している。また、事業所の傾向から出張相談等の実施につなげている。

②それぞれの事業所の取組みについて連絡会において優秀賞を選定している。

PDCA の観点から：平成29年度では28年度の活動を発展させ、事業所の課題から必要な助言や事業の展開等行っている。